

●香川県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年8月5日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和中山上35番1地 先から さぬき市多和中山上70番2地 先まで	8.3~17.6	111	令和2年6月12日付け香川県告示第189号の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年8月5日